

議案第十八号

三朝町産業振興審議会設置条例の設定について

次のとおり三朝町産業振興審議会設置条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町産業振興審議会設置条例

(設置)

第一条 三朝町産業の総合的振興を図るため、三朝町産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ、三朝町の農林水産業及び観光商工業の基本施策について調査審議する。

2 審議会は、前項に関する事項について必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十六人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

一 町議会議員

四人

- 二 町農業委員会委員 二人
- 三 町農業協同組合が推薦する者 二人
- 四 中部森林組合が推薦する者 一人
- 五 町商工会が推薦する者 二人
- 六 三朝温泉旅館協同組合が推薦する者 一人
- 七 三朝温泉観光協会が推薦する者 二人
- 八 学識経験者 二人

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその

職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務を処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(観光審議会に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 三朝町観光審議会に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第二十号)

二 三朝町農林振興審議会設置条例(昭和三十六年三朝町条例第二十八号)